

## 令和2年度喀痰吸引等研修事業（指導者講習）

### 業務委託仕様書

#### 1 事業目的

この講習は、介護職員等が喀痰吸引等を実施するための必要な研修（基本研修（講義50時間＋演習）、実地研修）の講師及び指導者を養成することを目的とする。

#### 2 事業名

令和2年度喀痰吸引等研修事業（指導者講習）

#### 3 委託期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

#### 4 委託の概要

##### （1）受講者の募集・決定

###### ア 対象者

（ア）医師、保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）で施設長の推薦のある者（准看護師は除く。）。

（イ）看護師等は臨床等の実務経験年数3年以上を有する者。

（ウ）自施設等で医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養）を行うため、喀痰吸引等を必要とする入所者（利用者）がいる施設で、実地研修の第一号又は第二号研修ができること。

なお、介護療養病床等のある病院・診療所の看護師等については、介護保険施設等の介護職員等の実地研修の受入れが可能であれば、実地研修の指導者になることができる。ただし、勤務している介護職員等は研修の受講は不可。

（エ）介護職員等への指導・評価を行うことが可能であること。

###### イ 受講申込受付・決定

委託先において行う。ただし、申込開始の案内については、必要に応じ県長寿介護課が行う。

###### ウ 受講定員

60名程度とする。

###### エ 研修日程

令和2年9～10月頃

##### （2）講義

###### ① 介護職員等による喀痰吸引等の実施について

・制度の概要

###### ② 介護職員等による喀痰吸引等の研修カリキュラムについて

・研修カリキュラムと研修テキスト概説

###### ③ 喀痰吸引のケア実施について

- ・喀痰吸引が必要な利用者のケアに関する指導上のポイント
- ・喀痰吸引の指導・評価の手順

④ 経管栄養のケア実施について

- ・経管栄養が必要な利用者のケアに関する指導上のポイント
- ・経管栄養の指導・評価の手順

⑤ 安全管理体制とリスクマネジメントについて

- ・ヒヤリハット、アクシデント報告の意義と実際
- ・事故発生の防止
- ・AEDシミュレーターの指導の際の留意点

⑥ 施設、事業所における体制整備について

- ・ケア実施に必要な体制整備の概要と各職種の役割
- ・体制整備の実際

(3) 演習

① 喀痰吸引のケア実施について

- ・喀痰吸引が必要な利用者のケアに関する確認
- ・喀痰吸引の指導・評価の実際

② 経管栄養のケア実施について

- ・経管栄養が必要な利用者のケアに関する確認
- ・経管栄養の指導・評価の実際

(4) 修了証明書等の交付

① 研修修了者に対し別添により修了証明書を交付するものとする。

② 研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

(5) その他研修の実施に付随して生じる業務

## 5 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 業務は、県との調整の中で内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応することとする。

(3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。

(4) 委託業務によって取得した物品等の所有権は県に帰属し、受託者は委託期間満了後速やかに物品等を県に引き渡すものとする。

(5) 研修受講料は徴収しない。講習会で使用するテキストは各自購入とする。